

行政効率化推進計画

平成16年6月15日
行政効率化関係省庁連絡会議
平成17年6月30日改定
平成18年8月29日改定
平成19年7月2日改定

平成16年2月5日に、行政の無駄を省き、「簡素で効率的な政府」を実現するため、内閣に行政効率化関係省庁連絡会議（以下、連絡会議）を設置し、総理の指示を受け、同6月16日には、納税者の視点に立って、有識者やさらに直接国民の声を聞くなどの工夫をしながら、各府省において作成した行政効率化推進計画を連絡会議において取りまとめたところである。

その後、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）に基づき、各府省において、毎年概算要求までに、行政の効率化に向けた取組を行い、行政効率化推進計画について所要の見直しを行ってきたところである。昨年の見直しにおいては、各府省は引き続き実務経験の豊富な民間有識者を含む「行政効率化推進会議」を開催して行政効率化策を議論し、行政効率化推進計画について所要の見直しを行うこととされている。

本年の見直しに当たっては、「無駄ゼロ目安箱」を設置し、各府省の職員から行政効率化についての提案を募集したほか、各府省からも新たな取組の提案を募集した。これらの提案や、総務省行政評価局による「府省共通事務に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成19年6月15日）等を踏まえ、各府省において行政効率化推進計画の改定が行われた。本連絡会議においては、これらの計画を以下のとおり取りまとめる。

1. 基本的考え方

我が国の行政については、危機的な財政事情の下で、国際化、IT化、少子高齢化等の社会の変化に対応した新たな行政ニーズが着実に増大し、同時に、行政サービスの質的向上も求められている。

他方、民間においては、90年代末以降、徹底した経費節減への取組を強化してきている。

このような環境において、各府省は、納税者の視点に立って、改めて

所管の行政を見直し、その効率化に向け不断の努力を行い、概算要求、機構・定員及び予算執行に反映する必要がある。

なお、各府省は、所管の独立行政法人等に対しても、それぞれの取組を参考にしつつ、効率化を進めるよう要請する。

また、各地方公共団体に対しては、自らの行政の効率化に積極的に取組むに当たって、本計画における国の取組も十分参考にするよう周知を図る。

2. 主要な取組

各府省は、各々所管する行政の特性を踏まえつつ作成した、別添の各府省別行政効率化推進計画に基づき、行政効率化を推進する。

関係府省に共通する主要な取組を整理すると、以下のとおりである。

今年度の計画改定における主な追加部分は下線を付している。

(1) 公用車の効率化

各府省の保有する公用車(運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車)について、職員運転手の雇用問題に留意しつつ、稼働率の向上、職員自身の運転による移動、公共交通機関の活用、通勤時の送迎の縮減を推進することにより、平成25年度までに約890台削減する。

公用車の削減に当たっては、職員運転手の退職後不補充・配置転換、運転業務の民間委託の停止を行うとともに、研修やOJTを実施することにより職員運転手の事務職等への転換を進める。また、職員運転手は待機時間に他の業務(車両管理その他の現業的業務、事務の補助的業務等)に従事することとし、人材の有効活用を図る。

また、上記公用車以外のものを含め、各府省が保有する車両について、以下の取組を進めることにより、一層の効率化を図る。

- ・ 部局や施設をまたがる集中的な運行管理を行い、車両の稼働率を向上し、業務効率の向上、タクシー等の経費の削減を図る。
- ・ 運行状況を把握の上、定期的に代替手段との経費比較を行い、費用効率の低い車両は売却して、レンタカーの利用、タクシー等の公共交通機関の利用に切り替える。その際、鉄道・バスの利用促進のためIC乗車券の導入を検討する。
- ・ 業務の実態を踏まえ、可能な限り、軽自動車や低排気量車へ

の切り替えを行う。

- ・ アイドリングストップ等のエコドライブの推進やハイブリッド車その他の低公害車の導入等により燃料費を節減する。また、地方公共団体の実施するノーカーデーに積極的に参加・協力する。
- ・ 交通安全教育を実施する。また、必要に応じETCを導入し割引料金の活用、業務の効率化を進める。

なお、独立行政法人等に対しても、同様の効率化を進めるよう要請する。

(2) 公共調達効率化

1 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等 公共工事

- ・ 予定価格が2億円以上の工事については、工事目的物の有する特殊性に鑑み一般競争方式に適さないものを除いて、一般競争方式によることとし、平成18年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。

また、予定価格が2億円未満の工事についても、不良・不適格業者の排除や事務量増大の抑制等の措置を講じつつ、できる限り一般競争方式の導入に努める。

さらに、一般競争入札による調達の割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

- ・ 技術的な工夫の余地がある工事(小規模な工事を除く。)について、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を拡充することとし、評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、平成17年度中に定めた当面の目標となる総合評価実施割合を踏まえ、平成18年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。

また、国土交通省作成の総合評価方式事例集を活用するなどにより、総合評価方式に関する情報の普及を図る。

- ・ 入札情報のインターネットによる公表等入札情報の公表方法の透明性等の向上、入札監視委員会等第三者機関の活用、工事費内訳書の有効活用、入札結果の事後的・統計的分析による談

合疑義案件の有無の確認と公正取引委員会との連携強化等による入札契約過程の監視の強化並びに電子入札の一層の活用等、入札契約手続の改善のために必要な取組を行うほか、談合情報を得た場合の入札手続の取扱い及び一定期間入札参加を認めない措置の運用を適切に行う。

- ・ 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充を図るため、入札ボンド、多段階審査等、第三者機関の活用その他の一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充に関する条件整備を進める。
- ・ 官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式や、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等について検討を行うこととする。

公共工事以外

- ・ 公共調達のうち、公共工事以外の入札を実施する場合においては、原則として、一般競争入札によることとし、各府省ごとに一般競争入札による調達の割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。
- ・ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、随意契約による場合に準じてホームページによる情報の公表に努めるものとする。
- ・ 公共工事以外の公共調達について、不自然な入札結果の事後的・統計的分析を行う。
- ・ 事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、次により、物品、役務等の一括調達の推進等を図る。
 - ア 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。
 - イ 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。
 - ウ 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括することにより一般競争入札に付すことができるものについては、一括し、一般競争入札に付すよう徹底する。

エ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、次の取組を行う。

合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分と専用部分の当該役務又は物品の一括調達を推進する。

合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約については、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る事務を行わないですむよう事務の省力化方策について検討する。

合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。

・ 事務の省力化及びコストの削減を図る観点から、次により、調達事務の集約化を推進する。

ア 同一機関内に複数の調達機関を設置している府省や複数の調達機関が同一敷地内等に所在している府省は、複数の調達機関を会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達を推進する。

イ 地方支分部局等を設置している府省にあっては、地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推進する。

ウ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。（再掲）

2 適切な競争参加資格の設定等

- ・ 公共工事については、工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映させる。また、優れた企業による競争を促進するため、工事成績データベースを構築・活用するとともに、民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価する。調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。特定建設工事共同企業体（特定JV）の結成の義務付けは原則として廃止することとし、義務付けた場合は、

毎年度その理由を公表する。

- ・ 官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式や、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等について検討を行うこととする。(再掲)
- ・ 公共工事以外の公共調達についても、予算決算及び会計令第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定する。

3 民間の技術力の活用

- ・ 公共工事について、V E（バリュー・エンジニアリング）方式・設計施工一括方式等を活用する。特に、各府省ごとに入札時V Eの実施に関する目標値を定めて、入札時V Eの採用を推進する。
- ・ 大規模かつ技術的な難易度の高い工事において、入札後契約前V Eを実施する。
- ・ 公共工事について、入札・契約の公正性、透明性に十分配慮しつつ、独立行政法人等において民間の技術力を活用した交渉方式を試行的に実施するよう要請する。

4 予定価格の適正な設定

- ・ 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努める。
- ・ 資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニットプライス型積算方式」を試行する。

5 随意契約の適正な運用等

- ・ 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を厳格に行う。
- ・ 随意契約のうち少額随契以外のものについては、各府省のホームページにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等を公表する。特に、契約の相手方が所管の公益法人等であるものについて、随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に

記載するものとする。

- ・ 随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなどその適正な履行の確保に努める。
 - ・ 各府省の内部監査において、随意契約の重点的監査を実施する。
 - ・ 平成 19 年 1 月に各府省が作成した「随意契約見直し計画(改訂)」にしたがって、随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況について、フォローアップを行い、結果を公表する。
 - ・ 本省庁ですべての随意契約を一括して公表している場合を除き、本省庁の随意契約の公表を行うホームページからすべての外局、地方支分部局の随意契約の公表を行うホームページへの直接のリンクを行ったページ(随意契約公表ゲートウェイ)により、公表の一覧性を確保することで随意契約の透明性を高める。
 - ・ 各府省において見直された随意契約に係る決裁体制により、所管公益法人等との間で随意契約を行う場合にあっては、契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経る。

なお、官房会計課等が契約を締結する場合においても、複数の者により随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経る。また、地方支分部局等においても、各組織の実情に応じ、同様の措置を行う。
 - ・ 少額随契による場合においても、見積合せを行うなど競争的手法の導入に努める。

6 落札率 1 事案への対応等

- ・ 各府省ごとに、公共調達(国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないと認めたもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号のそれぞれの金額を超えないもの及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 31 条の方式による米穀等及び麦等の買入れに係るものを除く。)について、落札率を一覧表にして毎年度公表する。なお、公表において、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかに

する。

- ・ 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、市場価格を適切に把握して予定価格のより適正な設定に努める。(再掲)
- ・ 参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める。
- ・ 調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。(再掲)
- ・ 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を行う。

7 国庫債務負担行為の活用

- ・ コピー機、パソコン等の物品について、複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。
- ・ 複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとする。

8 その他

- ・ 徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る。(過剰仕様等の排除)
- ・ 電話料金の割引制度の活用を図る。
- ・ 電力供給契約の入札を実施する。(省CO₂化の要素を考慮した方式について検討を進める。)
- ・ 電子入開札システムの活用を図る。
- ・ 庁舎の光熱水費を削減するため、他の先進的事例を参考に、E S C O事業導入の検討等を進める。
- ・ 競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなどその適正な履行の確保に努める。
- ・ 各省庁は、各省庁の組織令等に基づき会計の監査を行う際に、年度末の予算執行状況について内部監査を重点的に行うこととする。

- ・ 適正に物品管理を行う観点から、必要に応じ物品の現況把握を行い、物品管理簿等の帳簿への物品の異動の記録を適切に行うとともに、各省庁における各庁舎単位での不用物品に係る情報の共有化を早急に図り、不用となった物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄などの処分の方針を決定する。

(3) 公共事業のコスト縮減

公共事業のコスト縮減については、平成 9 年度からの取組を踏まえて平成 12 年度に策定された「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」に従い、総合的なコスト縮減について取組を実施することに加え、平成 15 年度からは、平成 15 年 9 月に策定された「公共事業コスト構造改革プログラム」により、コストの観点から公共事業の全てのプロセスを見直すコスト構造改革の取組を推進することとする。当該プログラムに基づき、事業の迅速化、計画・設計から管理までの各段階における最適化、調達の最適化に向けての施策を実施し、平成 14 年度までの 2 割以上のコスト縮減（平成 8 年度比。物価の下落等を含む。）に加え、平成 15 年度から 5 年間で、平成 14 年度と比較して、物価の下落等を除き、15% の総合コスト縮減率を達成することを目標とする。

(4) 電子政府関係の効率化

1 業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化

各府省に共通する業務・システム（24 分野）及び個別府省の業務・システム（64 分野）について、民間等の先行事例も参考としつつ、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化等による最適化を推進する。

その際、各々の最適化計画に示された運用経費の削減及び業務処理時間の削減を最低限の削減目標とし、それ以上の削減効果を目指す。このため、業務・システムの最適化推進に当たりより効果的なものとするため、実施内容について不断に改善・

見直しを行うものとする。

なお、府省共通業務・システムのうち、費用対効果が見込まれないものについて、平成 19 年度(2007 年度)早期に分野の廃止も含め最適化実施の可否について検討を行い、選択と集中の観点から必要な見直しを行う。

ア．各府省に共通する業務・システム

業務・システムの最適化

- ・各府省に共通する業務・システムについて、各業務・システム最適化計画に基づき、可能な限り早期に業務の見直し、システムの共通化・一元化等による最適化を実施し、業務の効率化と経費の削減を図る。なお、最適化の実施に当たっては、最適化実施による削減経費、削減業務処理時間等の目標値及びその達成時期を明示する。

行政組織等の減量・効率化

- ・「電子政府構築計画」に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務(人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務)については、業務全体として、実質的に 4 割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の 3 割以上の削減を行う。
- ・その他の業務・システムについても、最適化の実施による業務の効率化、合理化を図る。

イ．個別府省の業務・システム

業務・システムの最適化

- ・旧式(レガシー)システム等個別府省の業務・システムについて、各業務・システム最適化計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化と経費の削減を図る。なお、最適化の実施に当たっては、最適化実施による削減経費、削減業務処理時間等の目標値及びその達成時期を明示する。
- ・また、旧式(レガシー)システムについては、システム構成、調達方法等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。

行政組織等の減量・効率化

- ・可能な限り早期に業務・システムの最適化を実施することにより、業務の効率化、合理化を図る。特に、旧式(レガシー)システムについては、業務・システムの最適化による定員の大幅な削減等の減量・効率化を図る。

- ・また、最適化の実施に伴う新システムへの実際の移行に当たっては、更なる業務の見直しを行う。なお、最適化の実施に先立って見直しの可能な業務については、できる限り早期に見直しに取り組む。

2 オンライン化の推進とそれに対応した減量・効率化

ア.オンライン化の推進

- ・関係府省において、具体的利用促進措置等を定めた「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、平成 22 年度（2010 年度）までに利用率 50%以上の目標を確実に達成するため、処理時間の短縮、手数料の引下げ等のインセンティブ措置、添付書類の原則省略、電子署名の簡略化等オンライン利用促進に向けた取組を着実に推進し、利用率の向上及び業務の効率化を図る。

イ.オンライン化に対応した減量・効率化

- ・オンライン化による減量・効率化の実をあげるため、手続の削減、統合、添付書類の削減・廃止・電子化等の簡素化・合理化を行う。特に年間申請件数が 10 万件以上の手続については、「オンライン利用促進のための行動計画」の着実な実施により、思い切った簡素化・合理化を行う。併せて、紙による申請・届出を前提とした業務処理過程・体制の抜本的見直しを行い、受付・審査等の事務の縮減による減量・効率化を図る。
- ・電子入札について、公共事業支援統合情報システム（CALS / EC）を始めとした情報通信技術の活用などにより、全面的な実施を推進する。

3 その他の効率化

- ・霞が関WANで提供されている共通情報検索システムについて引き続き正確性の一層の向上を図り、法案作成等の業務の効率化に資するものとする。
- ・法規集や例規集（加除式のものを含む）等については、費用対効果等も勘案し、電子化されているCD-ROM等の導入を図り、行政のペーパーレス化（電子化）に資するものとする。

(5) アウトソーシング

アウトソーシングについては、ガバナンスに留意しつつ、各府省共通的に取り組み得る施設・設備等の管理業務(庁舎の警備・清掃、公務員宿舍の管理人業務等)、庁内LAN等の情報システムの管理業務、公用車の運転業務、ホームページの作成・管理業務、電話交換業務、文書等の梱包・発送業務、新聞記事のクリッピング業務、会議運営業務における事前準備、速記録作成、通訳等定型的業務、国家試験運営業務における願書收受等定型的業務、地方支分部局等地方施設における清掃、警備等の総務業務等について、これまでの各府省の取組を踏まえ、一層推進するほか、各府省固有の事務・事業についても、積極的に推進し、効率化を図る。

また、PFIについては、これまでの各府省の取組を踏まえ、一層推進する。

市場化テストについては、公共サービス改革法に基づき、統計調査関連業務、ハローワーク関連業務及び国民年金保険料の収納事業について、本格導入を図る。また、登記事項証明書等交付等事務については平成20年度以降の本格導入に向け競争入札を実施する。

(6) IP電話の導入等通信費の削減

通信費の削減を図るため、農林水産省及び特許庁は平成16年度から、財務省においては平成17年度から、内閣官房・内閣府においては平成18年度からIP電話の導入を開始しているところであるが、それぞれ、順次導入の拡大を推進する。

また、文部科学省においては平成20年にIP電話を導入することを決定しており、金融庁においては平成20年1月の庁舎移転に向けて、導入を検討する。

それ以外の省庁についても、IP電話対応の交換機の導入を進めたり、VoIPゲートウェイ(音声とIPパケットを変換するための装置)の導入の検討を行うなど、引き続き導入に向けて取り組む。

さらに、これらの取組と併せて、内閣官房・内閣府、宮内庁、総務省など各省庁において、電話料金の各種割引制度の活用をはじめ通信費の削減に資する取組を進める。

平成19年度予算における削減効果(見込み) 75,577千円

(内訳)

IP電話の導入による削減効果(見込み) 68,144千円

(IP技術の導入による通信費等の削減を含む)

| | |
|----------|-----------------------------|
| 内閣官房・内閣府 | 12,000千円 |
| 警察庁 | 42,358千円 ^{*1} |
| 財務省 | 1,332千円 |
| 農林水産省 | 1,440千円(農林水産政策研究所、地方支分部局) |
| 経済産業省 | 5,326千円 ^{*2} (特許庁) |
| 国土交通省 | 5,688千円 ^{*1} |

^{*1} 中継網等を一部IP化

^{*2} 基本料金相当分

通話料金の各種割引制度等の活用による削減効果(見込み) 7,433千円

| | |
|----------|-----------------------|
| 内閣官房・内閣府 | 2,019千円 ^{*3} |
| 宮内庁 | 287千円 ^{*4} |
| 総務省 | 5,127千円 ^{*5} |

^{*3} 携帯電話の料金プランの見直し
^{*4} 番号ポータビリティ制度を活用した携帯電話会社変更
^{*5} 直回収線の使用、VPNサービスの活用等

(7) 統計調査の合理化

時代に即応した内容の統計調査を効率的に実施し、その結果を利用しやすい形で国民に提供するため、次により国が行う統計調査の合理化を推進する。

1 時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

国・地方で、時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、業務の徹底的な合理化・効率化により、農林水産統計などに偏った要員配置等を含めて、既存の統計を抜本的に見直す。一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。

2 ITの活用

調査票の配布・収集のオンライン化、既存ネットワークシステムの活用等、業務・システムの最適化による統計調査の効率的な

実施及び情報通信技術を活用した結果提供の高度化を図る。

なお、業務・システムの最適化については、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、各府省において取り組む。

3 アウトソーシング

集計、データベースの作成・提供、実査等の統計事務のうち民間委託により対応可能な分野については、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ)及び「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、早急にアウトソーシングを進める。また包括的民間委託について積極的な導入を図る。秘密の保護の観点等から民間委託になじまない製表等の事務については、その効率性等を踏まえつつ、独立行政法人統計センター等への委託を推進する。

4 その他

類似調査の一元化、調査客体数・調査回数・調査項目の削減等により、統計調査の効率的な実施を更に推進する。

(8) 国民との定期的な連絡等に関する効率化

国民との定期的な連絡を伴う業務を行うに当たっては、利用者の利便性を常に念頭に置くとともに、業務の効率化を図るものとする。

例えば、以下のような取組を行う。

- ・ これまで書面により行われていた手続(所得税、法人税及び消費税の申告、全税目の納税及び申請・届出等)をインターネット等でも行うことができる国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用促進により、納税者等の利便性の向上及び確定申告書の発送料金等の削減を図る。
- ・ 厚生労働省ホームページ社会保険庁コーナーで受け付けている年金見込額及び年金加入状況の照会において、年金見込額照会の対象年齢を平成 18 年 3 月から 55 歳以上の者から 50 歳以上の者

に引き下げるとともに、本人への郵送による回答に加え、電子申請の仕組みを活用して本人確認を厳格に行いつつ、インターネットによる回答を実施することにより、郵便費用の軽減や回答の迅速化を図る。

- ・ 年金受給者の確認（生存確認）について、現況届（はがき形式）の提出による確認から、住民基本台帳ネットワークへの生存状況の照会による確認などに変更することにより、郵便費用の軽減や事務処理の効率化を図る。（平成18年10月より実施）

また、これらの取組と併せて、郵送料金の割引制度等の活用を進め郵便費用の軽減を図る。

（9）出張旅費の効率化

- ・ 出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図るものとする。また、各府省は、最も経済的な経路の情報の収集が行えるよう、管理・チェックの体制を整えることとする。

特に、昨今の国際線における割引制度の発展に鑑み、外国出張の際は、割引制度の適用が無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、原則、割引航空運賃を利用することとする。

また、パック商品の利用を積極的に推進することとする。

各府省は、上記内容を周知徹底し、以って出張旅費の効率的な使用を図るものとする。

- ・ 出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努める。（例えば、最新の技術動向等を踏まえ、テレビミーティング等の代替手段を活用することにより出張旅費の削減を図る。）
- ・ 職員に対する旅費の支給方法について、事務の省力化及び事故防止の観点から、現金払及び受領代理人の口座への振込を見直す。

(1 0) 交際費等の効率化

- ・ 交際費については、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認する。
- ・ 職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。

(1 1) 国の広報印刷物への広告掲載

国の広報印刷物については、行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、平成 19 年度においても広告媒体として活用することにより、歳入の確保に努めることとする。

(1 2) 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

- 1 エネルギー使用量の抑制
 - ・ 冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度に温度の適正管理を徹底するとともに、政府全体として、夏季においてはクールビズを、冬季においてはウォームビズを励行する。
 - ・ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成 19 年 3 月 30 日閣議決定)等に基づき、また、「各省等の実施している温暖化対策取組事例集」(環境省取りまとめ)等を踏まえて、蛍光灯の照明のインバーター化、O A 機器及び照明のこまめなスイッチオフ、簡易 E S C O 診断等のハード面・ソフト面の対策を推進すること等により、エネルギー使用量の抑制を図る。
 - ・ 庁舎の使用電力購入等に際しても公共調達効率化を図る。その際、省 C O 2 化の要素を考慮した方式について、平成 19 年 5 月 23 日に公布された「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」を踏まえ、既に一部で導入している裾切り方式の一層の活用促進を図るとともに、総合評価落札方式の検討を進める。

2 資源の節約

- ・ 両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量の削減を図る。
- ・ 必要に応じて節水コマを取り付ける等により節水を推進する。
- ・ 廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを極力図る。

3 . 今後の進め方

各府省は、内閣官房、総務省行政管理局および財務省主計局と協力して、毎年予算案決定後、各府省別行政効率化推進計画の取組実績を国民に分かりやすい形で公表し、フォローアップを行う。

また、各府省は、引き続き行政の効率化に向けた取組を行い、来年の概算要求までに、それぞれ、実務経験の豊富な民間有識者を含む「行政効率化推進会議」の議論の結果も踏まえ、行政効率化推進計画について所要の見直しを行う。

なお、各府省は、連絡会議に、各府省の「行政効率化推進会議」の議論の結果や行政効率化推進計画の見直し等を報告し、連絡会議を通じて全省的な行政効率化に結びつける。